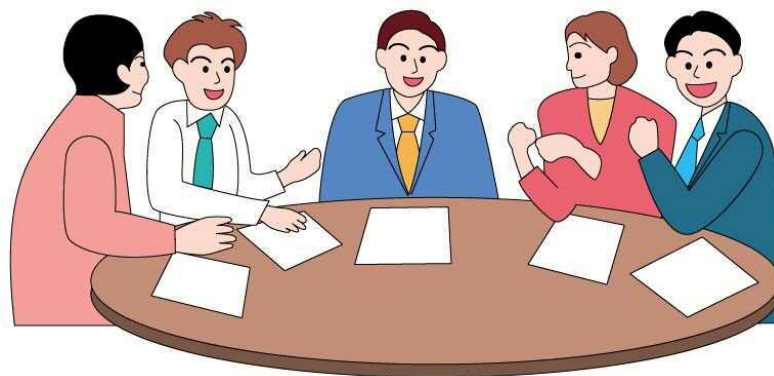


西三河南部東医療圏保健医療計画 (原案からの主な変更点)



西尾保健所 (H30.2.21)

(西三河南部東) 医療圏保健医療計画

No	原案該当ページ	原案	原案修正	理由																																				
1	3 地域の概要 第1節 地勢	当医療圏は、岡崎市と幸田町を圏域とし、面積は443.92 km ² で全県の8.6%、人口は約 42 万人で全県の 5.6% を占めています。	当医療圏は、岡崎市と幸田町を圏域とし、面積は443.92 km ² で全県の8.6%、人口は約 43 万人で全県の 5.7% を占めています。	時点修正に伴う数値の修正																																				
2	3 地域の概要 第3節 人口及び人口動態	<p>当医療圏の人口は平成 28年 10月1日現在 423,728 人で、表1-3-1のとおり平成2年を100としたとき指数は 122 (県全体は、112.2) です。</p> <p>一方、人口を年齢3区分別に見ると、表1-3-2のとおり構成割合は、年少人口(0～14歳) 63,027 人、15.0%、生産年齢人口(15～64歳) 265,679 人、63.0%、老年人口(65歳以上) 92,793 人、22.0% です。これを県構成割合と比べると年少人口は1.3ポイント、生産年齢人口は 0.9 ポイントそれぞれ高くなっており、老年人口は2.2ポイント低くなっています。</p>	<p>当医療圏の人口は平成 29年 10月1日現在 426,159 人で、表1-3-1のとおり平成2年を100としたとき指数は 123 (県全体は、112) です。</p> <p>一方、人口を年齢3区分別に見ると、表1-3-2のとおり構成割合は、年少人口(0～14歳) 62,846 人、14.8%、生産年齢人口(15～64歳) 266,032 人、62.7%、老年人口(65歳以上) 95,088 人、24.6% です。これを県構成割合と比べると年少人口は1.3ポイント、生産年齢人口は 0.8 ポイントそれぞれ高くなっており、老年人口は2.2ポイント低くなっています。</p>	時点修正に伴う数値の修正																																				
3	3 地域の概要 表1-3-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町</th> <th></th> <th>平成28年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">岡崎市</td> <td>人口</td> <td>383,383</td> </tr> <tr> <td>指数</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幸田町</td> <td>人口</td> <td>40,345</td> </tr> <tr> <td>指数</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療圏</td> <td>人口</td> <td>423,728</td> </tr> <tr> <td>指数</td> <td>123</td> </tr> </tbody> </table>	市町		平成28年	岡崎市	人口	383,383	指数	121	幸田町	人口	40,345	指数	130	医療圏	人口	423,728	指数	123	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町</th> <th></th> <th>平成29年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">岡崎市</td> <td>人口</td> <td>385,221</td> </tr> <tr> <td>指数</td> <td>126</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幸田町</td> <td>人口</td> <td>40,938</td> </tr> <tr> <td>指数</td> <td>132</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療圏</td> <td>人口</td> <td>426,159</td> </tr> <tr> <td>指数</td> <td>123</td> </tr> </tbody> </table>	市町		平成29年	岡崎市	人口	385,221	指数	126	幸田町	人口	40,938	指数	132	医療圏	人口	426,159	指数	123	時点修正に伴う数値の修正
市町		平成28年																																						
岡崎市	人口	383,383																																						
	指数	121																																						
幸田町	人口	40,345																																						
	指数	130																																						
医療圏	人口	423,728																																						
	指数	123																																						
市町		平成29年																																						
岡崎市	人口	385,221																																						
	指数	126																																						
幸田町	人口	40,938																																						
	指数	132																																						
医療圏	人口	426,159																																						
	指数	123																																						

No.	原案該当ページ	原案				原案修正				理由
4	4 地域の概要 表 1-3-2	市町名	総数	0～14 歳	構成比	市町名	総数	0～14 歳	構成比	確定値が公表されたため数値修正
		岡崎市	<u>383,383</u>	<u>56,291</u>	<u>14.8</u>	岡崎市	<u>385,221</u>	<u>55,977</u>	<u>14.6</u>	
		幸田町	<u>40,345</u>	<u>6,736</u>	<u>16.7</u>	幸田町	<u>40,938</u>	<u>6,869</u>	<u>16.8</u>	
		医療圏	<u>423,728</u>	<u>63,027</u>	<u>15.0</u>	医療圏	<u>426,159</u>	<u>62,846</u>	<u>14.8</u>	
		県	<u>7,507,691</u>	<u>1,016,174</u>	<u>13.7</u>	県	<u>7,526,911</u>	<u>1,009,066</u>	<u>13.5</u>	
		15～64 歳	構成比	65 歳以上	構成比	15～64 歳	構成比	65 歳以上	構成比	
		<u>240,552</u>	<u>63.1</u>	<u>84,381</u>	<u>22.1</u>	<u>240,674</u>	<u>62.8</u>	<u>86,427</u>	<u>22.6</u>	
		<u>25,127</u>	<u>62.4</u>	<u>8,412</u>	<u>20.9</u>	<u>25,358</u>	<u>62.0</u>	<u>8,659</u>	<u>21.2</u>	
		<u>265,679</u>	<u>63.0</u>	<u>92,793</u>	<u>22.0</u>	<u>266,032</u>	<u>62.7</u>	<u>95,086</u>	<u>22.4</u>	
		<u>4,611,519</u>	<u>62.1</u>	<u>1,798,876</u>	<u>24.2</u>	<u>4,609,835</u>	<u>61.9</u>	<u>1,829,799</u>	<u>24.6</u>	
5	7 地域の概要 図 1-4-①	⑩藤田保健衛生大学岡崎医療センター《H32 年開所予定》				⑩藤田保健衛生大学岡崎医療センター《H32 年開設予定》				医療法により 語句修正
6	9 がん対策 4 医療提供体制 現状欄	3 つめの○ ○ 放射線療法を用いて治療する放射線療法は、2 病院あり、外来で 化学療法 を受けられる病院は 4 病院あります。				3 つめの○ ○ 放射線療法を用いて治療する放射線療法は、2 病院あり、外来で 薬物療法 を受けられる病院は 4 病院あります。				県計画を参考に 語句の修正 (パブコメ前)
7	9(10) がん対策 4 医療提供体制 現状欄	—				新たに追加 ○ がん医療提供体制の充実強化等のため、県がんセンター愛知病院と岡崎市民病院は一体的に病院運営することが望ましいとされたことから、平成 31 年 4 月の岡崎市への移管に向けて協議が進められています。				県計画を参考に 追加(パブ コメ後)

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
8	9 がん対策 4 医療提供体制 課題欄	6つめの○ ○ 周術期を含め、合併症予防などに資するため、さらなる 医科歯科連携による口腔ケア の取組を充実していく必要があります。	6つめの○ ○ 周術期を含め、合併症予防などに資するため、さらなる 医科歯科連携による口腔ケア・口腔管理 の取組を充実していく必要があります。	県計画を参考に語句の修正 (パブコメ前)
9	10 がん対策 5 緩和ケア・在宅療養 現状欄	1つめの○ ○ 緩和ケア病床は、県がんセンター愛知病院に20床あります。(平成29年4月1日 月 現在 東海北陸厚生局)	1つめの○ ○ 緩和ケア病床は、県がんセンター愛知病院に20床あります。(平成29年4月1日現在 東海北陸厚生局)	パブコメ意見を基に誤字削除
10	10 がん対策 5 緩和ケア・在宅療養 課題欄	4つめの○ ○ 患者数の少ない小児・AYA世代のがんや希少がん、難治性がん等については、個々の患者の状況に応じた多様なニーズに対応するための情報を提供する必要があります。	「6 相談支援・情報提供」の「課題」へ移動させた。	県計画を参考に修正。 (パブコメ前)
11	11 がん対策 図2-1-①、図2-1-②	縦軸の数値基準： 0	縦軸の数値基準： 100	県からの指摘を基に修正 (パブコメ前)
12	13 がん対策 医療連携体系図	早期発見・診断： 「診療所」「病院」	早期発見・診断： 「診療所・歯科診療所」「病院」	県計画を参考に追記 (パブコメ前)
13	14 がん対策 体系図の説明	○ 早期発見・診断 の1つめの・ ・ 県民は有症状時には診療所への受診 、あるいは検診医療機関等…。	○ 早期発見・診断 の1つめの・ ・ 県民は有症状時には病院、診療所、歯科診療所への受診 、あるいは検診医療機関等…。	県計画を参考に修正 (パブコメ前)
14	14 がん対策 体系図の説明	○ 入院医療 のうち、2つめの・の ・「地域がん診療連携拠点病院」等では、 手術療法・化学療法・放射線療法 による…。	○ 入院医療 のうち、2つめの・の 「地域がん診療拠点病院」等では、 手術療法・放射線療法・薬物療法 による…。	県計画を参考に修正。 (パブコメ前)

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
15	14 がん対策 体系図の説明	○ 在宅医療 のうち、4つめの・ ・必要に応じてかかりつけ <u>歯科医による口腔管理</u> が実施されます。	○ 在宅医療 のうち、4つめの・ ・必要に応じてかかりつけ <u>歯科医による口腔ケア・口腔管理</u> が実施されます。	県計画を参考に修正（パブコメ前）
16	14 がん対策 用語の解説	○ 全国がん登録 <u>がんと診断させた人</u> のデータが、都道府県に設置された「がん登録室」を通じて…。	○ 全国がん登録 <u>がんと診断された人</u> のデータが、都道府県に設置された「がん登録室」を通じて…。	県からの指摘を基に修正。（パブコメ前）
17	15 がん対策 用語の解説	○ <u>化学療法の 全文</u>	○ <u>薬物療法（化学療法）</u> <u>薬物療法とは、薬を使う治療のことで、がんの場合は抗がん剤、ホルモン剤等を使う化学療法を指します。</u>	県計画を参考に修正（パブコメ前）
18	15 がん対策 用語の解説	○ AYA 世代 思春期・若年世代(…)を指します。	○ AYA 世代 思春期・若年 <u>成人</u> 世代(…)を指します。	県計画を参考に追加（パブコメ前）
19	17 脳卒中対策 3 医療提供体制 現状欄	4つめの○ ○ …。(平成 29 年度愛知県医療機能情報公表システム調査) <u>(図 2-2-②)</u>	4つめの○ ○ …。(平成 29 年度愛知県医療機能情報公表システム調査)	パブコメ意見を参考に語句削除
20	18 脳卒中対策 図 2-2-①	脳血管疾患の標準化死亡比ベイズ推定値	脳血管疾患の標準化死亡比ベイズ推定値 <u>(平成 23 年～27 年)</u>	県からの指摘を基に追加（パブコメ前）
21	21 脳卒中対策 医療連携体系図	在宅医療のかかりつけ歯科医 <u>(口腔ケア・嚥下リハビリ)</u>	在宅医療のかかりつけ歯科医 <u>(口腔ケア・口腔管理・摂食嚥下リハビリ)</u>	県計画を参考に修正（パブコメ前）

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
22	22 脳卒中対策 用語の解説	○ <u>嚥下リハビリ</u>	○ <u>摂食嚥下リハビリ</u>	県計画を参考に修正(パブコメ前)
23	25 心筋梗塞等の心血管疾患対策 図2-3-①	心疾患の標準化死亡比ベイズ推定値 <u>(EBSMR)</u>	心疾患の標準化死亡比ベイズ推定値 <u>(平成23年~27年)</u>	県からの指摘を基に修正(パブコメ前)
24	26 心筋梗塞等の心血管疾患対策 医療連携体系図			パブコメ意見を参考に追記(パスで連携されているため管理図の中に明記)
25	28 糖尿病対策 1 糖尿病の現状 現状欄	データ： <u>平成25年度</u> 出典：「 <u>平成27年度愛知県</u> 特定健診・特定保健指導情報データを活用した分析・評価」	データ： <u>平成26年度のデータ</u> に時点修正 出典：「 <u>平成29年3月</u> 特定健診・特定保健指導情報データを活用した分析・評価」	県からの指摘を基に修正(パブコメ前)
26	31 糖尿病対策 体系図の説明	1つめの○ ○ …。 <u>(記載なし)</u>	1つめの○ の最後に追記 ○ …。 <u>生活習慣の改善を促すとともに、糖尿病受診勧奨対象者には、受診勧奨を行います。</u>	県計画を参考に追記(パブコメ前)

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
27	31 糖尿病対策 体系図の説明	2つめの○ ○ …日常の血糖管理の状態を把握し、重症化や合併症発症の予防を促します。	2つめの○ ○ …日常の血糖管理の状態を把握し、 <u>同時に眼科、歯科等と連携して病状の変化を観察し、</u> 重症化や合併症発症の予防を促します。	県計画を参考に追記(パブコメ前)
28	33 精神保健医療対策 2 多様な精神疾患等 に対応できる医療機能 の明確化 (1)統合失調症 課題欄	○ 治療抵抗性統合失調症治療薬や <u>m E T C</u> (修正型電気けいれん療法) …。	○ 治療抵抗性統合失調症治療薬や <u>m E C T</u> (修正型電気けいれん療法) …。	県からの指摘を基に修正(パブコメ前)
29	34 精神保健医療対策 2 多様な精神疾患等 に対応できる医療機能 の明確化 (4)児童・思春期精神疾患 課題欄	<u>○ 児童・思春期精神疾患に対応できる専門病床を更に確保していく必要があります。</u>	<u>削除</u>	県からの指摘を基に修正(パブコメ前)
30	34 精神保健医療対策 (5)発達障害 現状欄	○ 平成29年4月に開設した岡崎市こども発達 <u>相談</u> センターでは、主に6歳までのお子さんを対象に発達障害等について相談、診療、療育を行っています。 <u>また、地域支援活動として発達障害について市民向けの講演会開催等を行っています。</u>	○ 平成29年4月に開設した岡崎市こども発達センターでは、主に6歳までのお子さんを対象に発達障害等について相談、診療、療育を行っています。 <u>(削除)</u>	パブコメ意見を参考に削除

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
31	35 精神保健医療対策 2 多様な精神疾患等 に対応できる医療機能 の明確化 (9)身体合併症 現状欄	○ 当医療圏では、平成 28 年度に、1 か所で <u>連携 モデル事業</u> に取組み、 <u>精神・身体合併症治療のため 連携しています。</u>	○ 当医療圏では、平成 28 年度に、1 か所で <u>愛 知県精神・身体合併症連携推進事業</u> に取組み、 <u>救急病院と精神科病院の双方向の連携を進めて います。</u>	語句修正(パブ コメ後)
32	35 精神保健医療対策 2 多様な精神疾患等 に対応できる医療機能 の明確化 (9)身体合併症 課題欄	<u>(記載なし)</u>	○ <u>救急医療機関と精神科病院との連携を充実 させていく必要があります。</u>	県からの指摘を 基に修正(パブ コメ前)
33	35 精神保健医療対策 2 多様な精神疾患等に対 応できる医療機能の明 確化 (10)自殺対策 現状欄	○ 当圏域では自殺予防対策事業を推進し、 <u>平成 27 年</u> の自殺者数は <u>66 人</u> と、…。	○ 当圏域では自殺予防対策事業を推進し、 <u>平 成 28 年</u> の自殺者数は <u>70 人</u> と、…。	県からの指摘を 基に修正(パブ コメ前)
34	35 精神保健医療対策 今後の方策	1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム の推進 ○ 精神障害の程度に関わらず、地域で暮らしてい ける地域包括ケアシステムの構築を進めて <u>いく必 要があります。</u>	1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステ ムの推進 ○ 精神障害の程度に関わらず、地域で暮らして いける地域包括ケアシステムの構築を進めて <u>いきます。</u>	県からの指摘を 基に修正(パブ コメ前)

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
35	37(36) 精神保健医療対策 用語の解説	○ <u>認知症疾患センター</u>	○ <u>認知症疾患医療センター</u>	県からの指摘 を基に修正 (パブコメ前)
36	37 精神保健医療対策 <各精神疾患に対して 専門的治療を実施して いる精神科医療機関>	(精神科医療機関へのアンケート結果をまとめた 表を掲載する予定)	<u>表を掲載</u>	県計画を参考 に追記(パブ コメ前)
37	38 精神保健医療対策 精神科救急の体系図	尾張Aブロック ②ブロック後方支援基幹病院(<u>2 床</u>) ③精神医療センター(後方支援病床 <u>3床</u>)	尾張Aブロック ②ブロック後方支援基幹病院 (<u>1床</u>) ③精神医療センター(後方支援病床 <u>5床</u>)	県からの指摘 を基に修正 (パブコメ前)
38	39 精神保健医療対策 精神科救急輸番制当番 病院	尾張Aブロック <u>西春日井郡</u> 尾張Bブロック <u>愛知郡</u> 三河ブロック <u>額田郡</u>	尾張Aブロック <u>豊山町</u> 尾張Bブロック <u>東郷町</u> 三河ブロック <u>幸田町</u>	県からの指摘 を基に修正 (パブコメ前)
39	44 歯科保健医療対策 用語の解説	○ かかりつけ歯科医機能 …定期的な歯科健康診査、 <u>歯の治療、歯に関する 相談</u> など、 <u>各個人のライフサイクル</u> に沿って <u>総合的 に管理する</u> 歯科医師を…。…有する <u>場合において、 かかりつけ歯科医が</u> 他科との連携により医療の質 を担保する <u>ことを、かかりつけ歯科医機能</u> といいま <u>す。</u>	○ かかりつけ歯科医機能 …定期的な歯科健康診査、 <u>歯科治療、相談・ 指導</u> など、個人のライフ <u>ステージ</u> に沿って <u>健康 管理を総合的に支援する</u> 歯科医師を…。…を有 する、 <u>又は在宅で療養する場合において、他科 及び多職種</u> との連携により、医療の質を担保す るとともに、 <u>QOLの向上を支援する役割を担 います。</u>	県計画を参考 に修正(パブ コメ前)

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
40	44 歯科保健医療対策 用語の解説	○ 口腔ケア 口腔の疾病予防、健康保持・増進、…。…、<u>歯肉・頬部のマッサージ</u>、食事の<u>介護</u>、…。	○ 口腔ケア 歯・口腔の疾病予防、健康保持・増進、…。…、<u>歯肉や口腔周囲のマッサージ</u>、食事の<u>介助</u>、…。	県計画を参考に修正（パブコメ前）
41	44 歯科保健医療対策 用語の解説	○ 口腔管理 …。 口腔内を起因とした感染症などのリスク低下や肺炎などの予防のため、歯科医師や歯科衛生士による 口腔ケアの指導、歯や口腔粘膜の付着物の除去、 摂食・嚥下リハビリテーション等を行います。	○ 口腔管理 …。歯科医師や歯科衛生士 が 、口腔ケアの指導、歯や口腔粘膜の付着物の除去、 摂食嚥下リハビリテーション等を行い、口腔内を起因とした感染症リスクの抑制や誤嚥性肺炎の予防を図ります。	県計画を参考に語句の修正及び追記（パブコメ前）
42	44 歯科保健医療対策 用語の解説	○ 在宅療養支援歯科診療所 後期高齢者の 在宅又は社会福祉施設における療養を歯科医療面から支援する歯科診療所	○ 在宅療養支援歯科診療所 在宅又は社会福祉施設における療養を歯科医療面から支援する歯科診療所 です。	県計画を参考に語句の修正（パブコメ前）
43	44 歯科保健医療対策 用語の解説	○ フッ化物歯面塗布 フッ化物を応用したむし歯予防法の一つ。フッ化物を歯に塗布をする 方法で 、主に…。	○ フッ化物歯面塗布 フッ化物を応用したむし歯予防法の一つ です 。フッ化物 製剤 を歯に塗布をする、主に…。	県計画を参考に語句の修正（パブコメ前）
44	44 歯科保健医療対策 用語の解説	○ フッ化物洗口 …。…、ぶくぶくうがいをする 方法 。集団で用いられることが多い。	○ フッ化物洗口 …。…、ぶくぶくうがいをする、 小学校などの 集団で用いられることが多い 方法です 。	県計画を参考に語句の修正（パブコメ前）
45	44 歯科保健医療対策 用語の解説	○ フッ化物の応用 歯をむし歯から予防するために フッ化物洗口、…。	○ フッ化物の応用 むし歯予防 を目的として 、フッ化物洗口、…。	県計画を参考に語句の修正（パブコメ前）

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
46	45 救急医療対策 1 救急医療体制の整備 現状欄	(2) 第2次救急医療体制 1つめの○ ○ 救急隊及び第1次救急医療機関の要請に応え、入院又は緊急手術を要する中等症及び重症救急患者に対応するため、 病院群輪番制により4病院が医療を提供しています。(表3-1)	(2) 第2次救急医療体制 1つめの○ ○ 第1次救急医療を担う休日夜間診療所の後方病院として、入院又は緊急手術を要する救急患者の医療を担当するため、 病院群輪番制により4病院が医療を提供しています。(表3-1)	県計画を参考に修正(パブコメ前)
47	45 救急医療対策 1 救急医療体制の整備 現状欄	(2) 第2救急医療体制 3つめの○ ○ 当医療圏では、病院群輪番制病院の救急搬送受入不能率が3割を上回っている病院があります。	(2) 第2救急医療体制 3つめの○ ○ 当医療圏では、病院群輪番制 参加病院には、 救急搬送受入不能率が3割を上回っている病院があります。	県計画を参考に修正(パブコメ前)
48	45 救急医療対策 1 救急医療体制の整備 現状欄	(2) 第2救急医療体制 4つめの○ ○ 第2次救急医療を担う藤田保健衛生大学 病院 岡崎医療センターの開設に向けた整備を進めています。	(2) 第2救急医療体制 4つめの○ ○ 第2次救急医療を担う藤田保健衛生大学岡崎医療センターの開設に向けた整備を進めています。	パブコメ意見を参考に語句修正
49	46 救急医療対策 2 愛知県救急医療情報システムの利用 現状欄	○ 愛知県救急医療情報システムでは、 愛知県救急医療情報センターにおいて、県民等に24時間体制で医療機関の案内 を実施 しています。(表3-3)	○ 愛知県救急医療情報センターにおいて、県民等に 対し 24時間体制で医療機関の案内 業務を電話、インターネット等で行っています。 (表3-3)	県計画を参考に修正(パブコメ前)
50	46 救急医療対策 4 知識普及 現状欄	1つめの○ ○ 市保健所 や消防署では、 市職員 をはじめとし、公共の施設の職員や地域住民を対象…。	1つめの○ ○ 市町 や消防署では、職員をはじめとし、公共の施設の職員や地域住民を対象…。	パブコメ意見を参考に語句修正
51	46 救急医療対策 4 知識普及 現状欄	2つめの○ ○ 小児救急医療に関しては、岡崎市と幸田町 で は、「こどもの急病ガイドブック」を作成…。	2つめの○ ○ 小児救急医療に関しては、岡崎市と幸田町 は 、「こどもの急病ガイドブック」を作成…。	パブコメ意見を参考に語句修正

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
52	46 救急医療対策 今後の方策	4つめの○ ○ 救急医療機関の新設により、救急医療体制の充実が期待されています。	4つめの○ ○ 救急医療機関の新設により、救急医療体制の充実を図ります。	パブコメ意見を参考に語句修正
53	48 救急医療対策 体系図の説明	3つめの○ ○…、入院又は緊急手術を要する重症救急患者に医療を提供する体制であり、…。	3つめの○ ○…、入院又は緊急手術を要する救急患者に医療を提供する体制であり、…。	県計画を参考に修正（パブコメ前）
54	49 救急医療対策 用語の解説	○ 病院前医療救護活動 …。平成3年に救命救急士法が制定され、…。	○ 病院前医療救護活動 …。平成3年に救急救命士法が制定され、…。	県からの指摘を基に修正（パブコメ前）
55	49 救急医療対策 用語の説明	○ メディカルコントロール協議会 …愛知県内7つの地区にわかれています。…。	○ メディカルコントロール協議会 …愛知県内7つの地区に分かれています。…。	県からの指摘を基に修正（パブコメ前）
56	50 災害医療対策 1 平時における対策 現状欄	2つめの○ ○ <u>大規模災害発生時には、災害派遣医療チーム(DMAT)等の受入れや派遣機能、医療資器材の貸し出し機能等を有し、災害時の医療救護活動の拠点となる病院として、当医療圏では岡崎市民病院が指定されています。</u>	2つめの○ ○ <u>災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能、被災地からの重症傷病者の受入れ機能、DMAT(災害派遣医療チーム)の派遣機能を有し、災害時の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院として、当医療圏では岡崎市民病院が指定されています。</u>	県計画を参考に修正（パブコメ前）
57	50 災害医療対策 1 平時における対策 現状欄	3つめの○ ○ 西尾保健所は、大規模災害時に2次医療圏単位で医療チームの配置調整等を行う西三河南部東医療圏地域(岡崎幸田)災害医療対策会議を岡崎市民(災害拠点病院)内に設置することになっています。	3つめの○ ○ 西尾保健所は、大規模災害時に2次医療圏単位で医療チームの配置調整等を行う地域災害医療対策会議を岡崎市民(災害拠点病院)内に設置することになっています。	県からの指摘を基に修正。 (パブコメ前)

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
58	50 災害医療対策 1 平常時における対策 現状欄	8つめの○ ○ 保健所、市町、災害拠点病院、後方支援病院及び三師会には、防災無線や衛星携帯電話等の災害用通信設備が整備されています。	8つめの○ ○ 西尾 保健所、市町、災害拠点病院、後方支援病院及び三師会には、防災無線や衛星携帯電話等の災害用通信設備が整備されています。	パブコメ意見を参考に語句修正
59	50 災害医療対策 1 平常時における対策 課題欄	5つめの○ ○大規模災害に備え、災害医療調整本部や地域災害医療対策会議を…。	5つめの○ ○大規模災害に備え、 県 災害医療調整本部や地域災害医療対策会議を…。	県からの指摘を基に修正。 (パブコメ前)
60	52 災害医療対策 2-2 発災時対策 現状欄	1つめの○ ○ 県は県災害医療調整本部において、医療チームの派遣調整等を行います。併せて、 当医療圏では地域災害医療コーディネーターを中心に、 西三河南部東医療圏地域（岡崎幸田）災害医療対策協議会 において、医療救護班の配置調整等を行います。	1つめの○ ○ 当医療圏では地域災害医療コーディネーターを中心に、 地域災害医療対策会議 において、 派遣された 医療救護班 及びDPAT の配置調整を行います。	県からの指摘を基に修正 (パブコメ前)
61	52 災害医療対策 2-2 発災時対策 現状欄	3つめの○ ○ 保健所及び市町の保健師は、連携・協力して、保健活動を開始します。	3つめの○ ○ 西尾 保健所及び市町の保健師は、連携・協力して、保健活動を開始します。	パブコメ意見を参考に語句修正
62	52 災害医療対策 2-2 発災時対策 現状欄	4つめの○ ○ 保健所及び市町は、連携・協力して、主に避難所における災害時要配慮者や被災住民への…	4つめの○ ○ 西尾 保健所及び市町は、連携・協力して、主に避難所における災害時要配慮者や被災住民への…	パブコメ意見を参考に語句修正
63	52 災害医療対策 2-2 発災時対策 課題欄	2つめの○ ○ 避難所、医療救護所の運営状況を把握できるようEMISを活用について、…。	2つめの○ ○ 避難所、医療救護所の運営状況を把握できるようEMIS を 活用について、…。	パブコメ意見を参考に語句修正

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
64	52 災害医療対策 2-3 発災時対策 現状欄	(1) 医療保健対策 1つめの○ ○ <u>県災害医療調整本部において、他県等から派遣される医療救護班及び DPAT, 保健師チーム等の派遣調整を行い、西三河南部東医療圏地域(岡崎幸田)災害医療対策会議は、派遣された医療救護班及び DPAT の配置調整を行います。</u>	(1) 医療保健対策 1つめの○ ○ <u>地域災害医療対策会議は、医療チームや DPAT, 保健師チーム等</u> の配置調整を行います。	県計画に合わせて修正(パブコメ前)
65	52 災害医療対策 2-3 発災時対策 現状欄	(1) 医療保健対策 2つめの○ ○ 保健所及び市町の保健師は、連携・協力して、巡回健康相談、…	(1) 医療保健対策 2つめの○ ○ <u>西尾</u> 保健所及び市町の保健師は、連携・協力して、巡回健康相談、…。	パブコメ意見を参考に語句修正
66	53 災害医療対策 今後の方策	1つめの○ ○ …衛星携帯電話等通信手段の 充実 、…	1つめの○ ○ …衛星携帯電話等通信手段の 確保 、…	県計画に合わせて修正(パブコメ前)
67	53 災害医療対策 今後の方策	3つめの○ ○ …、災害時に備えた体制の 充実化 を図ります。	3つめの○ ○ …、災害時に備えた体制の 充実・強化 を図ります。	県計画に併せて修正(パブコメ前)
68	53 災害医療対策 今後の方策	5つめの○ ○ <u>全ての</u> 災害拠点病院及び災害拠点精神科病院がBCP(事業継続計画)の…。	5つめの○ ○ 災害拠点病院及び災害拠点精神科病院がBCP(事業継続計画)の…。	パブコメ意見を参考に語句削除
69	53 災害医療対策 今後の方策	6つめの○ ○ 災害時には医療機関が広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を迅速かつ適切に運用できるよう保健所が	6つめの○ ○ 災害時には医療機関が広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を迅速かつ適切に運用できるよう <u>西尾</u> 保健所が	パブコメ意見を参考に語句修正

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
70	54 災害医療対策 医療提供体制体系図	(急性期～亜急性期)(中長期) <u>災害時こころの情報支援センター</u> <u>城山病院</u>	(急性期～亜急性期)(中長期) <u>D P A T事務局</u> <u>県精神医療センター</u>	県からの指摘を 基に修正(パブ コメ前)
71	55 災害医療対策 体系図の説明	1 つめの○ ○ 保健所が、地域の医療に関する調整を担う地域 災害医療対策会議を設置します。	1 つめの○ ○ <u>西尾</u> 保健所が、地域の医療に関する調整を 担う地域災害医療対策会議を設置します。	パブコメ意見 を参考に語句 修正
72	55 災害医療対策 体系図の説明	4 つめの○ ○ …、中長期では健康 <u>管理</u> や医療機関の復旧支援 等が中心となります。	4 つめの○ ○ …、中長期では健康 <u>指導</u> や医療機関の復旧 支援等が中心となります。	県計画の修正に より修正(パブ コメ前)
73	59 災害医療対策 用語の解説	○ 航空搬送拠点臨時医療施設(SCU) 災害時において、 <u>主に航空機による患者の広域搬 送や地域医療搬送を行う際に、必要に応じて被災地 域及び被災地域外の航空搬送拠点に設置する</u> 、患者 の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護 所です。	○ 航空搬送拠点臨時医療施設(SCU) 災害時において、 <u>重症患者を県外の災害拠点 病院に搬送するための航空搬送拠点であり</u> 、患 者の症状の安定化を図り、搬送を実施するた めの救護所です。 <u>(県営名古屋空港)</u>	県計画の修正に より修正(パブ コメ前)
74	59 災害医療対策 用語の解説	○ 災害派遣医療チーム 日本 DMAT…厚生労働省主催の専門研修を <u>受講</u> した 者により編成され <u>たチーム</u> で、全国で活動できる チーム 愛知 DMAT…県主催の専門研修を <u>受講</u> した者により 編成され <u>たチーム</u> で、県内のみで活動するチーム	○ 災害派遣医療チーム 日本 DMAT…厚生労働省主催の専門研修を <u>修了</u> し た者により編成され、全国で活動できるチーム 愛知 DMAT…県主催の専門研修を <u>修了</u> した者によ り編成され、県内のみで活動するチーム	県計画修正によ り語句修正(パ ブコメ前)

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
75	61 災害医療対策 参考2	7 妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン（平成28年3月改訂）	7 妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン（平成28年3月作成）	県からの指摘を基に修正（パブコメ前）
76	62 周産期医療対策 2 周産期医療体制の現状欄	（2）ハイリスク分娩に対する体制 …医療型障害児入所施設である三河青い鳥医療療育センターを改築整備し、入所定員を140名に増員する予定です。	（2）ハイリスク分娩に対する体制 …医療型障害児入所施設である心身障害児療育センター第二青い鳥学園を、県三河青い鳥医療療育センターとして改築整備し、入所定員を120名から140名に増員しました。	県からの指摘を基に修正（パブコメ前）
77	62 周産期医療対策 2 周産期医療体制 課題欄	（2）ハイリスク分娩に対する体制 <u>○ 総合周産期母子医療センターでは、地域の精神科医療施設と連携して精神疾患を有する母体に対応するなど、適切な連携体制を構築する必要があります。</u>	<u>削除</u>	県計画の修正により削除（パブコメ前）
78	63(62) 周産期医療対策 3 母子保健推進事業による医療機関と保健機関の連携体制づくり 現状欄	2つめの○ <u>○ 精神疾患を有する母体への対応は、総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センター、4大学病院と連携して対応しています。</u>	2つめの○ <u>○ 周産期母子医療センターでは、多くの施設で外来診療により、精神疾患を有する母体に対応しています。また、必要に応じ入院診療可能な4大学病院と連携を図っています。</u>	県計画の修正により修正（パブコメ前）
79	63(62) 周産期医療対策 3 母子保健推進事業による医療機関と保健機関の連携体制づくり 課題欄	1つめの○ <u>○ 精神疾患を含め、周産期から問題を抱えた母子に対し、総合周産期母子医療センターや4大学病院等と共に地域全体で適切な連携体制を構築する必要があります。</u>	1つめの○ <u>○ 周産期母子医療センターは、実情に応じて、精神疾患を有する母体に適切に対応する体制を構築する必要があります。</u>	県計画の修正により修正（パブコメ前）

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
80	62 周産期医療対策 3 母子保健推進事業 による医療機関と保健 機関の連携体制づくり 課題欄	2つめの○ <u>○ 発達に心配のある子どもについては、今後、岡 崎市こども発達センターとの連携体制を進める必 要があります。</u>	<u>削除</u>	パブコメ意見を 参考に削除
81	64 周産期医療対策 医療連携体系図	周産期医療体系図 <u>(旧)</u>	周産期医療体系図 <u>(新)</u>	県計画の修正に より差し替え (パブコメ前)
82	64 周産期医療対策 体系図の説明	<u>(記載なし)</u>	新たに追加 <u>① 妊婦は、通常、地域の診療所や病院(地域周 産期医療施設)又は助産所で出産します。</u> <u>⑦ 大学病院では、多くの診療科にわたる高度 で専門的な医療を提供します。また、周産期医 療に関わる人材を育成します。</u>	県計画の修正に より追記(パブ コメ前)
83	64 周産期医療対策 体系図の説明	5つめの○ ○ …。医療療育総合センター整備後は、医療支援 部門として、 <u>NICU 長期入院時の受入や在宅移行の ための</u> 医療的支援を継続していきます。	⑥ …。医療療育総合センター <u>(仮称)</u> 整備後も、 医療支援部門として、 <u>引き続き</u> 医療的支援を継 続していきます。	県計画の修正に より修正(パブ コメ前)
84	65 周産期医療体制 用語の解説	○ 愛知県周産期医療協議会 国の周産期医療 <u>体制整備</u> 指針において、…。 …。愛知県医師会、愛知県産婦人科医会、愛知小児 科医会、愛知県助産師会、…。	○ 愛知県周産期医療協議会 国の周産期医療 <u>の体制構築に係る</u> 指針におい て、…。 …。愛知県医師会、 <u>愛知県病院協会</u> 、愛知県産 婦人科医会、愛知小児科医会、 <u>愛知県看護協会</u> 、 愛知県助産師会、…。	県計画の修正に より修正(パブ コメ前)

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
85	65 周産期医療体制 用語の解説	○ 総合周産期母子医療センター …、産科合併症以外の合併症（脳血管障害、心疾患、敗血症、外傷等）を有する…。	○ 総合周産期母子医療センター …、産科合併症以外の合併症（脳血管障害、心疾患、敗血症、外傷、 精神疾患 等）を有する…。	県計画の修正により修正（パブコメ前）
86	66 周産期医療体制 用語の解説	○ リエゾン <u>災害発生時に、災害医療調整本部の一員として、専門分野の医療機関情報の収集や転院搬送先の調整などを行う専門医です。</u>	○ リエゾン <u>県が任命する周産期医療に精通した医師で、県災害医療調整本部において、的確に医療ニーズを把握し、被災状況や緊急性等を踏まえて医療を提供していくための分析や調整を行う役割を担います。</u>	県計画の修正により修正（パブコメ前）
87	67 小児医療対策 1 小児医療提供状況 現状欄	（1）医療提供状況 3つめの○ ○ <u>医師・歯科医師・薬剤師調査によると、平成26年12月現在、主たる診療科を小児科とする医療施設従事医師数は37人、15歳未満人口千人あたりの医師数は0.58人で、県平均0.84人より低くなっております。</u>	（1）医療提供状況 3つめの○ ○ <u>平成26年6月医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働者）によれば、当医療圏の医療施設に従事する小児科医は87人で、15歳未満千人あたり小児科医師数は1.38人と県内で最も少なくなっています。</u>	県計画の修正により修正（パブコメ前）
88	67 小児医療対策 2 小児救急医療体制 現状欄	2つめの○ ○ <u>小児の第2次救急医療体制については実施されておらず、第3次救急病院の岡崎市民病院で対応しています。</u>	<u>削除</u> （小児救急においては2次、3次の概念はないため）	県からの指摘を基に削除
89	67 小児医療対策 2 小児救急医療体制 現状欄	3つめの○ ○ <u>小児の救命救急医療に関する問題については、育児支援の観点も不可欠という考えから、岡崎市小児救急医療対策部会において、症状別の対処法を掲載したガイドブックの配布、保護者向けの…。</u>	2つめの○ ○ 岡崎市小児救急医療対策部会において、症状別の対処法を掲載したガイドブックの <u>作成・配布、また市町では</u> 保護者向けの小児救急出前講座を開催するなど…	パブコメ意見を参考に語句削除と追加

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
90	67 小児医療対策 2 小児救急医療体制 現状欄	4つめの○ ○ 愛知県では、… <u>保護者向けの小児救急電話相談事業を実施しており、毎日午後7時から翌朝8時までの13時間、専門の相談員（小児科医・看護師）が電話で対応します。</u> …。	4つめの○ ○ 愛知県では、… <u>保護者向けの小児救急電話相談事業を実施しています。</u> <u>毎日午後7時から翌朝8時までの13時間、看護師資格を有する相談員が電話で対応します。</u> …。	県計画を参考に修正（パブコメ前）
91	68 小児医療対策 3 保健、医療、福祉の 連携 現状欄	3つめの○ ○ <u>三河青い鳥医療療育センターでは、肢体不自由児重症心身障害児等に対する医療と療育等を行っています。</u>	削除 (県三河青い鳥医療療育センターは、医療型障害児入所施設かつ療養介護施設であるが、他の同種の施設で「小児医療対策」の「保健、医療、福祉の連携」の項目において位置づけられているところは見当たらないため)	県からの指摘を基に削除（パブコメ前）
92	68 小児医療対策 3 保健、医療、福祉の 連携 現状欄	記載なし	○ 県三河青い鳥医療療育センターでは、重度の運動発達障害のある幼児に対して、保育・医療・各種機能訓練・日常生活指導などの総合的療育を行っています。	パブコメ意見を参考に追記
93	68 小児医療対策 3 保健、医療、福祉の 連携 現状欄	4つめの○ ○ 岡崎市こども発達センターでは、発達に心配のある子どもの「相談」「医療」「支援」を総合的に行っています。また、岡崎市民病院、 <u>三河青い鳥医療療育センター</u> と連携して、未就学の発達障害児童に対する医療と療育を総合的に実施しています。	4つめの○ ○ 岡崎市こども発達センターでは、発達に心配のある子どもの「相談」「医療」「支援」を総合的に行っています。また、岡崎市民病院と連携して、未就学の発達障害児に対する医療と療育を総合的に実施しています。 (県三河青い鳥医療療育センターは、医療型児童発達支援センターを有するが、肢体不自由児や重症心身障害児を対象としており、発達障害児の支援等について、連携しているとまでは言い難いため。)	県からの指摘を基に語句を削除（パブコメ前）

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
94	68 小児医療対策 3 保健、医療、福祉の 連携 現状欄	4つめの○ ○ 岡崎市こども発達センターでは、発達に心配のある子どもの「相談」「医療」「 支援 」を総合的に行っています。 <u>また、岡崎市民病院と連携して、未就学の発達障害児に対する医療と療育を総合的に実施しています。</u>	4つめの○ ○ 岡崎市こども発達センターでは、発達に心配のある子どもの「相談」「医療」「 療育 」を総合的に行っています。	パブコメ意見を基に修正
95	68 小児医療対策 4 医療費の公費負担の 状況 現状欄	○ <u>当医療圏においては、通院、入院とも中学校卒業まで医療費の助成が行われています。(平成 29 年 5 月現在)</u>	○ <u>当医療圏の子ども医療費助成の対象者は、通院・入院とも中学校卒業までの子どもで医療保険による自己負担額の助成が受けられます。(平成 30 年 3 月現在)</u>	県からの指摘を基に修正(パブコメ前)
96	68 小児医療対策 追加項目	<u>(記載なし)</u>	5 小児がんの医療 ○ <u>小児がん拠点病院は名古屋大学医学部付属病院で、県内に 1 ヶ所の状況です。患者家族の滞在施設を併設し、難治性小児がんの治療が行われています。</u>	県計画に合わせて追記(パブコメ前)
97	68 小児医療対策 表 6-1	表 6-1 <u>主たる診療所が小児科の医療施設従事医師数</u>	表 6-1 <u>平成 26 年医師・歯科医師・薬剤師調査</u>	県計画を参考に表の修正(パブコメ前)
98	69 小児医療対策 医療連携体系図	小児救急医療連携体系図 <u>(旧)</u>	小児救急医療連携体系図 <u>(新)</u>	県計画の修正により差し替え(パブコメ前)

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
99	69 小児医療対策 体系図の説明	<u>(記載なし)</u>	新たに追加 <u>② 休日・夜間の時間外救急は、休日夜間診療所及び在宅当番医が担当します。</u> <u>③ 病院群輪番制に参加する病院は、原則として2次医療圏域の休日・夜間の救急患者を受け入れますが、時間外に多くの小児の軽症患者が集中しています。</u> <u>⑥ 救急搬送の要請を受けた消防機関は、地域の小児基幹病院に連絡し、迅速に搬送します。</u> <u>⑦ 愛知県救急医療情報センターでは、インターネットや電話を通じ、消防機関や県民に対して受診可能な医療機関を案内します。</u>	県計画に合わせて追記(パブコメ前)
100	69 小児医療対策 体系図の説明	1つめの○ <u>○ かかりつけ医とは、継続的に子どもを診察し、必要なときには他の医療機関を紹介してくれる医療機関の医師のことです。</u>	<u>削除</u>	県計画に合わせて削除(パブコメ前)
101	69 小児医療対策 体系図の説明	2つめの○ ○ 小児救急電話相談事業とは、かかりつけの小児科医等が診療していない夜間(19時～翌朝8時)に、 <u>毎日、看護師や小児科医による保護者向けの救急電話相談を行うものです。</u>	<u>① 小児救急電話相談事業とは、小児の保護者の安心感の向上を図るため、かかりつけの小児科医等が診療していない夜間(午後7時から翌日午前8時)に、看護師資格を有する相談員が保護者向けの救急電話相談を行うものです。</u>	県計画に合わせて修正(パブコメ前)
102	69 小児医療対策 体系図の説明	3つめの○ ○ 地域の小児基幹病院には、救命救急センター及び小児医療を24時間体制で提供する病院…。…。	<u>④ 地域の小児基幹病院には、救命救急センター、小児救急医療支援事業に参加する病院及び小児医療を24時間体制で提供する病院…。…。小児救急医療支援事業は、県内2か所の医療圏で実施しています。</u>	県計画に合わせて修正(パブコメ前)

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
103	69 小児医療対策 体系図の説明	4つめの○ ○ 県の小児救急中核病院には、小児救命救急センターが該当します。また、県の要請により PICU (小児集中治療室) を設置している病院は、…。 …。県あいち小児保健医療総合センターは、平成27年度の PICU16床を有する救急棟の整備後に、県内唯一の小児救命救急センターとして運用が開始されました。	4つめの○ ⑤ 県の小児救急中核病院には、小児救命救急センターが該当します。また、県の要請により PICU を設置している <u>2</u> 病院は、…。…。県あいち小児保健医療総合センターは、 平成28年3月30日に小児救命救急センターに指定されています。	県計画に合わせて修正(パブコメ前)
104	70 へき地保健医療対策	<u>厚生労働通知に基づき、愛知県へき地保健医療計画は廃止し、今後は、へき地保健医療対策は愛知県地域保健医療計画において計画を策定します。</u>	削除	県計画に合わせて修正(パブコメ前)
105	70 へき地保健医療対策 2 へき地診療所の 支援 現状欄	○ <u>へき地医療拠点病院である県がんセンター愛知病院は代替診医師等の派遣等へき地診療所を支援しています。</u> ○ <u>へき地医療支援システムによりへき地診療所と県がんセンター愛知病院を結び、診断結果の共有及び医師相互の情報交換、同時双方向での対面式 web 会議も実施しています。</u>	○ <u>へき地医療支援機構(県医務課に設置、分室は、がんセンター愛知病院に設置)は、へき地医療支援計画策定委員会を開催し、へき地診療所への代診医派遣の調整などを実施しています。</u> ○ <u>へき地診療所の機能を強化するため、へき地医療拠点病院とへき地診療所の間に web 会議システムを導入し、へき地医療拠点病院がへき地診療所の診療活動等を支援しています。</u>	県計画に合わせて修正(パブコメ前)
106	70 へき地保健医療対策 今後の方策	2つめの○ ○ 県 へき地医療支援機構と地域医療支援センターが中心となり、 地域の 医療関係者と連携し、へき地医療対策を推進します。	2つめの○ ○ へき地医療支援機構と地域医療支援センターが中心となり、 へき地に係る保健 医療関係者と連携し、へき地 保健 医療対策を推進します。	県計画に合わせて修正(パブコメ前)

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
107	71 へき地保健医療対策 医療連携体系図	へき地保健医療連携体系図 <u>(旧)</u>	へき地保健医療連携体系図 <u>(新)</u>	県計画に合わせて 修正(パブコ メ前)
108	72 へき地保健医療対策 体系図の説明	<u>(記載なし)</u>	<u>○ 無医地区における医療の確保のため、へき 地医療拠点病院による巡回診療が行われていま す。</u>	県計画に合わせて 追記(パブコ メ前)
109	72 へき地保健医療対策 体系図の説明	○ へき地診療所 <u>原則として、人口1,000人以上の無医地区等、特 に医療の確保が必要と認められる地域の効率診療 所について、愛知県がへき地診療所として指定して います。</u>	○ へき地診療所とは、原則として、人口1,000 人以上の無医地区等において、住民の医療確保 のため市町村等が開設する診療所をいいます。	県計画に合わせて 修正(パブコ メ前)
110	72 へき地保健医療対策 体系図の説明	○ へき地医療拠点病院 <u>無医地区の住民に対する巡回診療や、へき地診療 所への医師の派遣等を行う病院です。</u> <u>へき地医療従事者に対する研修会の実施、へき地 診療支援の実施及び総合的な診療能力を有しプラ イマリ・ケアを実践できる医師を育成する機能を有 しています。</u>	○ へき地医療拠点病院とは、無医地区におけ る巡回診療や、へき地診療所への医師の派遣な どを行う病院です。	県計画に合わせて 修正(パブコ メ前)
111	72 へき地保健医療対策 体系図の説明	○ へき地医療支援機構 <u>へき地医療支援機構(県医務課に設置)は、専任 医師の配置、へき地医療支援計画策定会議の設置、 へき地保健医療情報システムのデータ管理、へき地 医療従事者に対する研修計画・プログラム作成、へ き地勤務医師等のキャリア形成支援などの機能が あります。</u>	<u>削除</u>	県計画に合わせて 削除(パブコ メ前)

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
112	73 在宅医療対策 1 プライマリ・ケアの推進 現状欄	(2) プライマリ・ケアの推進 1つめの○ ○ プライマリ・ケアを担う医師・歯科医師には…卒前教育から医師臨床研修における教育が まだ十分に行われていません。	(2) プライマリ・ケアの推進 1つめの○ ○ プライマリ・ケアを担う医師・歯科医師には…卒前教育から医師臨床研修における教育が 重要になります。	県からの指摘を基に修正(パブコメ前)
113	75 在宅医療対策 2 在宅医療の提供体制の整備 現状欄	(2) 在宅医療の提供体制の整備 1つめの○ ○ 岡崎市医師会に在宅医療サポートセンターを設置し、在宅医療の充実・強化を図っています。	削除 (在宅医療サポートセンターは29年度で事業を終了するため)	県からの指摘を基に削除(パブコメ前)
114	75 在宅医療対策 2 在宅医療の提供体制の整備 現状欄	(記載なし)	1つめの○ ○ 県の補助事業として平成29年度まで実施された在宅医療サポートセンター事業は、その趣旨を引き継ぎ、岡崎市と幸田町が平成30年度以降も岡崎市医師会に設置予定で、これによりさらなる在宅医療の充実強化が図られます。	パブコメ意見を参考に追加
115	75 在宅医療対策 2 在宅医療の提供体制の整備 現状欄	(3) 保健、医療、福祉の連携体制の整備 3つめの○ ○ 県医師会では、…、県歯科医師会では「 あなたの町の歯医者さん 」で、…で提供しています。	(3) 保健、医療、福祉の連携体制の整備 3つめの○ ○ 県医師会では、…、県歯科医師会では「 訪問歯科診療案内 」で、…で提供しています。	県からの指摘を基に語句を修正(パブコメ前)
116	75 在宅医療対策 2 在宅医療の提供体制の整備 課題欄	(3) 保健、医療、福祉の連携体制の整備 1つめの○ ○ 医療と介護の連携の推進は、…、 基礎自治体である市町村 が主体となって…。	(3) 保健、医療、福祉の連携体制の整備 1つめの○ ○ 医療と介護の連携の推進は、…、 基礎自治体である市町 が主体となって…。	県からの指摘を基に語句を修正(パブコメ前)
117	79 在宅医療対策 図8-②	岡崎市 市内 24 か所	岡崎市 市内 20 か所	数値修正 H30.4.1日現在とした

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由																								
118	82 高齢者保健医療福祉対策 1 介護保険事業の状況 現状欄	5つめの○ ○ 療養病床の整備状況は、平成28年 <u>6月</u> 1日現在 824床で、うち医療型 717床、介護型 107床です。	5つめの○ ○ 療養病床の整備状況は、平成28年 <u>10月</u> 1日現在 824床で、うち医療型 717床、介護型 107床です。	県からの指摘を基に修正(パブコメ前)																								
119	83 高齢者保健医療福祉対策 3 高齢者虐待防止 現状欄	○ <u>平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。それに伴い、…。</u>	○ 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」 <u>に基づき、…。</u>	県計画を参考に修正(パブコメ前)																								
120	85 高齢者保健医療福祉対策 表10-4	認知症サポーター養成数 <u>平成29年3月31日現在</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>サポーター養成数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡崎市</td> <td><u>22,542</u></td> </tr> <tr> <td>幸田町</td> <td><u>2,439</u></td> </tr> <tr> <td>西三河南部東医療圏</td> <td><u>24,981</u></td> </tr> <tr> <td>愛知県(名古屋市除く)</td> <td><u>441,942</u></td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td><u>8,172,837</u></td> </tr> </tbody> </table>		サポーター養成数(人)	岡崎市	<u>22,542</u>	幸田町	<u>2,439</u>	西三河南部東医療圏	<u>24,981</u>	愛知県(名古屋市除く)	<u>441,942</u>	全国	<u>8,172,837</u>	認知症サポーター養成数 <u>平成29年6月30日現在</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>サポーター養成数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡崎市</td> <td><u>22,961</u></td> </tr> <tr> <td>幸田町</td> <td><u>2,566</u></td> </tr> <tr> <td>西三河南部東医療圏</td> <td><u>25,527</u></td> </tr> <tr> <td>愛知県(名古屋市除く)</td> <td><u>458,031</u></td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td><u>8,522,463</u></td> </tr> </tbody> </table>		サポーター養成数(人)	岡崎市	<u>22,961</u>	幸田町	<u>2,566</u>	西三河南部東医療圏	<u>25,527</u>	愛知県(名古屋市除く)	<u>458,031</u>	全国	<u>8,522,463</u>	県からの指摘を基に修正(パブコメ前)
	サポーター養成数(人)																											
岡崎市	<u>22,542</u>																											
幸田町	<u>2,439</u>																											
西三河南部東医療圏	<u>24,981</u>																											
愛知県(名古屋市除く)	<u>441,942</u>																											
全国	<u>8,172,837</u>																											
	サポーター養成数(人)																											
岡崎市	<u>22,961</u>																											
幸田町	<u>2,566</u>																											
西三河南部東医療圏	<u>25,527</u>																											
愛知県(名古屋市除く)	<u>458,031</u>																											
全国	<u>8,522,463</u>																											
121	85 高齢者保健医療福祉対策 用語の解説	○ 介護予防・日常生活支援総合事業 <u>事業は、要支援者の多様なニーズに、要支援者の能力を最大限活かしつつ、多様なサービスを提供する仕組み。生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に事業を実施。</u> <u>また住民主体のサービス利用、認定に至らない高齢者増加、重度化予防の推進。</u>	○ 介護予防・日常生活支援総合事業 <u>市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするもの。</u>	県計画に合わせて修正(パブコメ前)																								

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
122	85 高齢者保健医療福祉対策 用語の解説	○ 地域支援事業 要支援・要介護になるおそれのある高齢者や家族などを対象に、要介護にならないための効果的な介護予防事業等が、平成 17 年の法改正により位置づけられました。	○ 地域支援事業 要支援・要介護になるおそれのある高齢者や家族などを対象に、要介護にならないための効果的な介護予防事業等が、平成 17 年の法改正により位置づけられました。 また、平成 26 年の法改正では、新たに在宅医療・介護連携推進事業等が包括的支援事業に加わるなど、事業の充実が図られました。	県からの指摘を基に追記。(パブコメ前)
123	86 高齢者保健医療福祉対策 用語の解説	○ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（「高齢者虐待防止法」） 虐待により高齢者の生命や身体に重大な危機が生じている場合、市町村長に自宅等への立ち入り調査権を認め、発見者に市町村への通報を義務づけるなど高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等を盛り込んだ法律で、平成 18 年 4 月 1 日に施行されました。	削除	県計画に合わせ削除（パブコメ前）
124	87 薬局の機能強化等推進対策 第1節 薬局の機能推進対策 現状欄	1 つめの○ ○ 平成 28 年 3 月末現在 、当医療圏の薬局数は 150 施設 で、人口万対比 3.8 と県平均を…。	1 つめの○ ○ 平成 29 年 3 月末現在 、当医療圏の薬局数は 149 施設 で、人口万対比 3.5 と県平均を…。	時点修正
125	87 薬局の機能強化等推進対策 第1節 薬局の機能推進対策 現状欄	2 つめの○ ○…、かかりつけ薬剤師・薬局による服薬情報の一元的・継続的把握、24 時間対応・在宅対応、…	2 つめの○ ○ かかりつけ薬剤師・薬局による服薬情報の一元的・継続的把握 とそれに基づく薬学的管理・指導 、24 時間対応・在宅対応、…	パブコメ意見を参考に修正

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
126	87 薬局の機能強化等推進対策 薬局の機能推進対策 現状欄	4つめの○ ○ かかりつけ薬剤師・薬局の役割や 業務 について、 患者 からの認識が高くありません。	4つめの○ ○ かかりつけ薬剤師・薬局の役割や そのメリット について、 県民 からの認識が高くありません。	県計画の修正にあわせて修正
127	87 薬局の機能強化等推進対策 薬局の機能推進対策 現状欄	6つめの○ ○ 平成 28 年 3 月末現在 、麻薬小売業者の件数は、…。	6つめの○ ○ 平成 29 年 3 月末現在 、麻薬小売業者の件数は、…。	時点修正
128	87 薬局の機能強化等推進対策 第1節 薬局の機能推進対策 現状欄	7つめの○ ○ お薬手帳の 活用が十分ではありません 。紙媒体のお薬手帳よりも薬局に持参しやすく、 服薬情報の一元的・継続的な把握に大きく貢献する 電子お薬手帳の普及が望まれます。	7つめの○ ○ 患者の服薬情報を一元的に管理する「お薬手帳」の更なる普及が求められます 。なお、紙媒体のお薬手帳よりも薬局に持参しやすく、 長期にわたる服用歴や他の健康に関する情報を管理可能な 電子お薬手帳の普及が望まれます。	県計画の修正にあわせて修正
129	87 薬局の機能強化等推進対策 第1節 薬局の機能推進対策 現状欄	9つめの○ ○ 健康サポート機能の中で重要な 「関係機関（医療機関、包括支援センター、訪問看護ステーション、検診・保健指導実施機関、保健センター等）との連携体制 …。	9つめの○ ○ 健康サポート機能の中で重要な 関係機関（医療機関、<u>地域</u>包括支援センター、訪問看護ステーション、検診・保健指導実施機関、保健センター、<u>介護予防・日常生活支援総合事業の実施者</u>等）との連携体制 …	国の通知、説明資料への整合性及び県計画の修正にあわせて修正
130	87 薬局の機能強化等推進対策 第1節 薬局の機能強化等推進対策 課題欄	1つめの○ ○ かかりつけ薬局を推進し、服薬情報の一元的・継続的把握を行えるようにする必要があります。	1つめの○ ○ かかりつけ 薬剤師 ・薬局を推進し、服薬情報の一元的・継続的把握を行えるようにする必要があります。	パブコメ意見を参考に修正

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
131	87 薬局の機能強化等推進対策 第1節 薬局の機能強化等推進対策 課題欄	2つめの○ ○ かかりつけ薬剤師・薬局について、県民への普及啓発が必要です。	2つめの○ ○ かかりつけ薬剤師・薬局の役割や機能を理解し、かかりつけ薬剤師・薬局を選ぶ意義について、県民への普及啓発が必要です。	県計画の修正にあわせて修正
132	87 薬局の機能強化等推進対策 第1節 薬局の機能強化等推進対策 課題欄	3つめの○ <u>○ 患者が薬局の役割や機能を理解し、かかりつけ薬剤師・薬局を選ぶ意義を実感できるようにする必要があります。</u>	<u>削除</u>	県計画の修正にあわせて修正 (前文と繋げて記載し削除)
133	87 薬局の機能強化等推進対策 第1節 薬局の機能強化等推進対策 課題欄	4つめの○ ○ 薬剤師が一人、または少数の薬局も多く十分な対応が困難です。	4つめの○ (3つめの○) ○ 薬剤師が一人、または少数の薬局も多く薬局単独での十分な対応が難しい場合があります。	県計画の修正にあわせて修正
134	87 薬局の機能強化等推進対策 第1節 薬局の機能強化等推進対策 課題欄	6つめの○ ○ <u>お薬手帳の活用に積極的に取り組む必要があります。</u> 患者の希望に応じて、電子版お薬手帳に対応できる体制を構築する必要があります。	5つめの○ ○ 患者の希望に応じて、電子版お薬手帳に対応できる体制を構築する必要があります。	県計画の修正にあわせて修正
135	87 薬局の機能強化等推進対策 第1節 薬局の機能強化等推進対策 課題欄	8つめの○ <u>○ 薬局と医療・介護・検診関係機関との連携体制の構築について支援する必要があります。</u>	<u>削除</u>	パブコメ意見を参考に削除
136	87 薬局の機能強化等推進対策 第1節 薬局の機能強化等推進対策 課題欄	<u>(記載なし)</u>	<u>(7つめの○)</u> <u>○ 患者やかかりつけ医を始めとした多職種との積極的なやり取りを通じて地域で活躍する「かかりつけ薬剤師」の育成が必要です。</u>	県計画の修正にあわせて追加 (パブコメ後)

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
137	87 薬局の機能強化等推進対策 第1節 薬局の機能強化等推進対策 今後の方策	<u>(記載なし)</u>	<u>○ 患者・住民のニーズに対応できるかぎりつけ薬剤師・薬局の取組を後押ししていきます。</u>	県計画の修正にあわせて追加 (パブコメ後)
138	87(88) 薬局の機能強化等推進対策 第1節 薬局の機能強化等推進対策 今後の方策	<u>1つめ</u> の○ ○ 服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導のために <u>は</u> 、お薬手帳の <u>持参</u> を今後も継続的に呼びかけていきます。	<u>5つめ</u> の○へ変更 ○ 服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導のために、 <u>電子版お薬手帳を含め</u> 、お薬手帳の <u>活用</u> を今後も継続的に呼びかけていきます。	県計画の修正にあわせて修正と今後の方策の順序を変更 (パブコメ後)
139	87(88) 薬局の機能強化等推進対策 第1節 薬局の機能強化等推進対策 今後の方策	<u>2つめ</u> の○ <u>○ 在宅医療を行う医療機関、薬局を支援し、在宅医療の拡充を図ります。</u>	<u>3つめ</u> の○ <u>○ 地域包括ケアシステムの中で薬剤師・薬局が地域のチーム医療の一員として患者の薬物療法に薬学的知見を活かし、副作用の早期発見や重複投薬の防止等の行き届いた薬学的管理を担えることを県民に周知していきます。</u>	県計画の修正にあわせて修正と今後の方策の順序を変更 (パブコメ後)
140	87 薬局の機能強化等推進対策 第1節 薬局の機能強化等推進対策 今後の方策	<u>3つめ</u> の○ ○ かかりつけ薬局の意義である薬局の基本的な機能や服薬情報を <u>一元</u> 管理することの重要性等を県民へ普及、定着を図ります。	<u>2つめ</u> の○ ○ かかりつけ薬局の意義である薬局の基本的な機能や服薬情報を <u>一元的・継続的に</u> 管理することの重要性等を県民へ普及、定着を図ります。	県計画の修正にあわせて修正と今後の方策の順序を変更 (パブコメ後)

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
141	88 薬局の機能強化等推進対策 第1節 薬局の機能強化等推進対策 今後の方策	4つめの○ ○ 地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する健康サポート薬局を 県民に公表し 、薬局の積極的な取組を後押ししていきます。	4つめの○ ○ 地域住民による主体的な健康の維持・増進を支援する健康サポート薬局を 広く県民に周知するとともに 、薬局の積極的な取組を後押ししていきます。	県計画の修正にあわせて修正と今後の方策の順序を変更（パブコメ後）
142	88 薬局の機能強化等推進対策 第1節 薬局の機能推進対策 表11-1-1	(平成 28 年 3 月末) 麻薬小売免許 岡崎市：薬局数 138 , 医療圏：薬局数 150 資料：愛知県衛生年報（愛知県健康福祉部健康担当局） 保険薬局数は社会保険基金調べ（平成 28 年 3 月）	(平成 29 年 3 月末) 麻薬小売業者数 岡崎市：薬局数 137 , 医療圏：薬局数 149 資料：薬局件数、麻薬小売業者数は愛知県健康福祉部保健医療局医薬安全課調べ 保険薬局数は社会保険基金調べ（平成 28 年 3 月）麻薬小売業者数	県からの指摘を基に修正（パブコメ前）及び時点修正
143	88 薬局の機能強化等推進対策 第1節 薬局の機能強化等推進対策 用語の解説	○ かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師 薬局（薬剤師）は、医薬品、薬物治療等に関して安心して相談できる身近な存在であると同時に、患者ごとに最適な薬学的・管理指導が行われることが求めれます。 かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師は、患者自身が地域の薬局（薬剤師）の中から選ぶ医薬品の供給・相談役として信頼する薬局（薬剤師）のことで、日常の交流を通じて個々の患者ごとに適切な情報提供等を行います。 患者が異なる医療機関から処方せんの交付を受けた場合にも、かかりつけ薬局で調剤、投薬をうけることで、適切な薬歴管理、服薬指導が行われます。	○ かかりつけ薬剤師・薬局 かかりつけ薬剤師・薬局は、薬物治療等に関して安心して相談できる身近な存在として、患者自身が地域の薬剤師・薬局の中から選ぶ信頼する薬剤師・薬局のことで、日常の交流を通じて個々の患者ごとに適切な情報提供等を行います。 患者が複数の医療機関・診療科を受診した場合でも、かかりつけ薬剤師・薬局で調剤、投薬を受けることで、服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導が行われます。	県からの指摘を基に修正（パブコメ前）（パブコメ後） （患者のための薬局ビジョンに併せるため）

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
144	88 薬局の機能強化等推進対策 第1節 薬局の機能強化等推進対策 用語の解説	○ 電子版お薬手帳 お薬手帳は、患者が使っている医薬品の名称や用法用量等に関する情報を経時的に記録するものです。 <u>従来の紙のお薬手帳は紛失や薬局を訪れる際に忘れていたりすることが多いなどの欠点がありました。</u> 電子版お薬手帳はスマートフォン等の電子媒体に医薬品の情報を記録するもので、 <u>紙のお薬手帳の欠点をかなり改善しています。</u>	○ 電子版お薬手帳 お薬手帳は、患者が使っている医薬品の名称や用法用量等に関する情報を経時的に記録するものです。 電子版お薬手帳はスマートフォン等の電子媒体に医薬品の情報を記録するもので、 <u>携帯性が高いことから薬局に持参しやすく、かつ長期にわたる服用歴や他の健康に関する情報を管理することもできます。</u>	県計画の修正にあわせて修正 (パブコメ後)
145	89(90) 薬局の機能強化等推進対策 第2節 医薬分業の推進対策 課題欄	1 医薬分業率 2 つめの○ ○ 医薬分業の一層の推進のため、 <u>「かかりつけ薬局」</u> の育成が必要です。	1 医薬分業率 2 つめの○ ○ 医薬分業の一層の推進のため、 <u>「かかりつけ薬剤師・薬局」</u> の育成が必要です。	県計画の修正にあわせて修正 (パブコメ後)
146	89(90) 薬局の機能強化等推進対策 第2節 医薬分業の推進対策 今後の方策	1 つめの○ ○ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と相互に連携し、 <u>調剤過誤の防止等を含めたより質の高い医薬分業を推進します。</u>	1 つめの○ ○ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と相互に連携し、 <u>服薬指導の一元的・継続的な把握とそれに基づく患者ごとに最適な薬学的管理・指導が行われる患者本位の</u> 医薬分業を推進します。	県計画の修正にあわせて修正 (パブコメ後)
147	89(90) 薬局の機能強化等推進対策 第2節 医薬分業の推進対策 今後の方策	2 つめの○ ○ <u>住民</u> に対して、医薬分業についての普及啓発を図ります。	2 つめの○ ○ <u>県民</u> に対して、医薬分業についての普及啓発を図ります。	パブコメ意見を参考に修正

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
148	89(90) 薬局の機能強化等推進 対策 第2節 医薬分業の推 進対策 今後の方策	3つめの○ ○ 薬剤師の研修体制の充実を図り、より質の高い 医薬分業を推進します。	3つめの○ ○ 医薬分業をはじめ公衆衛生・地域医療の拠 点となる「かかりつけ薬剤師・薬局」を育成し、 県民への普及、定着を図ります。	県計画の修正に あわせて修正 (パブコメ後)
149	90(91) 薬局の機能強化等推進 対策第2節 医薬分業 の推進対策 実施されている施策	1つめの○ ○ 各 医療圏の実情に応じた医薬分業の推進	1つめの○ ○ 医療圏の実情に応じた医薬分業の推進	パブコメ意見 を参考に語句 修正
150	90(91) 薬局の機能強化等推進 対策 第2節 医薬分 業の推進対策 実施されている施策	2つめの○ ○ 後発医薬品の適正使用及び理解向上の推進 ・ 後発医薬品適正使用協議会の開催 ・県政お届け講座等講習会による県民への啓発活動 の実施	○ 後発医薬品の適正使用及び理解向上の推進 ・ 削除 (医療圏(保健所)の事業ではないため、医療圏の 計画にはそぐわないため) ・県政お届け講座等講習会による県民への啓発 活動の実施	県の指摘を基に 削除(パブコメ 前)
151	91 薬局の機能強化等推進 対策 第2節 医薬分 業の推進対策 実施されている施策	3つめの○ ○ かかりつけ薬局の育成 ・薬剤業務運営ガイドライン及び…。 ・ 調剤用医薬品の備蓄体制及び夜間を含めた処方せ ん受入れ体制の整備促進	3つめの○ ○ かかりつけ 薬剤師 ・薬局の育成 ・薬剤業務運営ガイドライン及び…。 ・ 削除	県計画修正及び パブコメ意見を 参考に語句追加 及び削除

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
152	91 薬局の機能強化等推進 対策 第2節 医薬分業 の推進対策 実施されている施策	○ <u>医薬分業の適正化</u> ・ <u>薬局で発生した調剤過誤等の不適切な事例を収集し、原因の究明、防止対策の検討、薬局薬剤師への周知徹底等を実施（県薬剤師会への委託）</u> ・ <u>在宅医療における調剤業務ネットワーク体制の構築（県薬剤師会への委託）</u> ・ <u>かかりつけ薬局及びお薬手帳の普及促進（県薬剤師会への委託）</u>	<u>削除</u> （医療圏（保健所）の事業ではないため、医療圏の計画にはそぐわないため）	県からの指摘を 基に削除（パブ コメ前）
153	91 薬局の機能強化等推進 対策 第2節 医薬分業 の推進対策 実施されている施策	○ <u>薬剤師の研修体制の充実</u> ・ <u>調剤過誤対策をはじめ、調剤、服薬指導等に関する研修の充実</u> ・ <u>在宅医療への移行に即座に対応できる薬剤師の育成及び薬局の体制構築（県薬剤師会への委託）</u> ・ <u>薬事情報センターの運営補助</u>	<u>削除</u> （医療圏（保健所）の事業ではないため、医療圏の計画にはそぐわないため）	県からの指摘を 基に削除（パブ コメ前）
154	91 薬局の機能強化等推進 対策 第2節 医薬分業 の推進対策 実施されている施策	○ 医薬分業に関する知識の普及啓発 ・「薬と健康の習慣」における広報啓発 ・ <u>薬事教育普及事業の補助</u> ・ <u>その他、医薬分業を正しく理解するための、一般県民（患者）及び関係者に対する啓発</u>	○ 医薬分業に関する知識の普及啓発 ・「薬と健康の習慣」における広報啓発 ・ <u>削除</u> （医療圏（保健所）の事業ではないため、医療圏の計画にはそぐわないため） ・ 医薬分業を正しく理解するための、一般県民（患者）及び関係者に対する啓発	県からの指摘を 基に削除（パブ コメ前）とパブ コメ意見を参考 に修正
155	91(92) 薬局の機能強化等推進 対策 第2節 医薬分 業の推進対策 用語の 解説	○ 医薬分業 医師と薬剤師によって医薬品の使用をダブル チェックし、…。	○ 医薬分業 医師・ <u>歯科医師</u> と薬剤師によって医薬品の使 用をダブルチェックし、…。	県計画似合わ せて修正（パ ブコメ前）

No.	原案該当ページ	原案	原案修正	理由
156	91(92) 局の機能強化等推進対策 第2節 医薬分業の推進対策 用語の解説	○ 薬局業務運営ガイドライン …、薬局自らの努力目標でありかつ行政指導の指針として国が定めて県で運用を行っているものです。	○ 薬局業務運営ガイドライン …、薬局自らの努力目標でありかつ、行政指導の指針として国が定めて県で運用を行っているものです。	パブコメ意見を参考に句点の追加
157	92(93) 健康危機管理対策 2 平時の対応	3つめの○ ○ 有事に備え 保健所職員に対する研修を定期的 に実施しています。	3つめの○ ○ 保健所職員に対する研修を定期的 に実施しています。	パブコメ意見を参考に語句削除
158	93 健康危機管理対策 体制図	西尾保健所健康危機管理体系図	削除 (西尾保健所の管内が西尾市(南部西医療圏)と幸田町(南部東医療圏)であるため、本体制図は管内市町について記載されており南部東医療圏の体制図として載せると矛盾を生じるため。)	パブコメ意見を参考に削除

以下の変更点については、記載を省略した。

- ・ 文頭、文末、スペース等の体裁を整えた箇所
- ・ 誤字の修正箇所